

平成25年度 第17回庁議要旨

日時：平成25年12月2日（月）

午後1時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市防災基本条例の制定について（総務部）

東日本大震災の教訓から、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者、市の責務と役割を明確にし、災害対策の確立を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進すること、そして、全世界の後世の人々に震災の記憶と防災の大切さを伝承するとともに、今後起こり得る災害への支援体制の確立を目指すことを目的とし、本市の防災対策や地域防災計画の基本になるものとして制定するもの。

(1) 主な内容

ア 前文

東日本大震災を教訓として、自助・共助・公助の考えに基づき、全ての力を結集し、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進すること、また、全世界の後世の人々に震災の記憶と防災の大切さを伝承するとともに、今後起こり得る災害への支援体制の確立を目指していくことなどを宣言する。

イ 総則

市民、事業者、市が互いに災害対策の責務と役割を担い、協力しながら防災活動の推進に努めること、震災の記憶・知識を全世界の後世の人々に継承すること、条例の基本理念を地域防災計画へ反映することなどを目的や基本理念として規定する。

ウ 市民、事業者、市の役割

・市民の役割

市民の役割として、防災に関する知識等の習得、各自の備蓄、防災訓練など防災対策事業への協力、自主防災組織の活動、災害時の応急活動対策などを規定する。

・事業者の役割

事業者の役割として、従業員等の安全確保、防災対策の実施、事業所内での備蓄、防災訓練など防災対策事業への協力、自主防災組織との協力、災害時の応急活動対策などを規定する。

・市の役割

市の役割として、防災対策に関する施策の策定や体制の整備、市職員の防災知識等の取得や地域の防災活動への参加、市民・国等・事業者との連携、災害への支援、ボランティア活動への支援、備蓄物資の整備、自主防災組織の育成や支援、防災知識の普及、避難行動要支援者への支援、応急医療体制の整備、災害時の応急活動対策、避難所の開設、防災情報の収集・提供、復旧の推進などを規定する。

エ 防災週間

東日本大震災の教訓を伝承し、防災意識の高揚を図るため、毎年3月11日の属する週を「防災週間」と設定することなどを規定する。

(2) 施行予定 平成26年4月1日

2 防災集団移転促進事業に伴う地上デジタル放送の難視聴対策について（総務部）

防災集団移転促進事業に伴い、集団移転先となったほとんどの地区で地上デジタル放

送が難視聴になることが判明したことから、地上デジタル放送の難視聴解消を図るため、総務省の被災地域情報化推進事業（情報通信技術利活用事業費補助金）を活用し、NHK、共聴組合又は受信者が行う共聴設備又は高性能アンテナの設置費用を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 補助の対象となる事業

(ア) 共聴施設又は有線放送設備整備事業

・共聴施設設置事業

NHK又は共聴組合が共聴施設の設置を行う事業

・共聴施設又は有線放送設備改修事業

NHK、共聴組合又はNHKと共聴組合が共同設置した共聴施設運営主体が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業

・共聴施設等利用受信環境整備事業

地上デジタルテレビ放送を視聴可能とするために、共聴施設に加入等しようとする受信者が負担する経費（組合加入金等）を、法人、協議会等又は共聴施設運営主体が支援する事業

(イ) 高性能アンテナ整備事業

受信者が高性能アンテナを用いることにより、地上デジタル放送を受信可能とする受信設備を設置する事業

イ 補助対象経費

(ア) 共聴施設又は有線放送設備整備事業、共聴施設等利用受信環境整備事業

・設備費（有線放送設備、共聴施設の伝送路の整備に係る経費、附帯工事費）

・附帯工事費

(イ) 高性能アンテナ整備事業

・設備費（放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路の設置に要する経費、附帯工事費）

・附帯工事費

ウ 補助対象経費 補助対象経費の総額

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第4回定例会に補正予算を提案

イ 平成25年12月下旬 石巻市情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱制定

3 石巻市雨水利用タンク普及促進事業について（生活環境部）

健全な水資源の循環を確保し、環境への負荷が少ないまちづくりのため、各家庭、事業所等での雨水利用タンクの設置の普及促進を行うもの。

(1) 主な内容

ア 補助対象者 市内に住所を有する者又は事業者で、自己の居住する建物又は事業所に貯水容量80リットル以上の雨水利用タンクを設置した者、かつ市税を滞納していない者。

イ 対象施設 屋根からの雨水を貯留する施設（80リットル以上のものを対象とする。）で、住宅又は事業所1棟につき1基までとする。

ウ 補助額 設置費用の1/3 上限20,000円（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

エ 補助件数 300件

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算を提案
- イ 平成26年4月 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付要綱制定

4 石巻市健康増進計画改定版（素案）について（健康部）

「石巻市健康増進計画」は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画として策定し、計画を推進してきたところであるが、震災が市民に及ぼした影響・変化及び被災者の健康状態を考慮して平成24年度に中間評価を行い、改訂版（素案）を策定したものの。

(1) 主な内容

ア 基本理念

一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり

イ 基本方針（改訂版で新しく設定）

テーマ「心もからだも健康で復興めざそう！いしのまき」

- (ア) 復興をめざして自分にあった心とからだの健康づくりに取り組もう
- (イ) 地域や仲間につながり・支えあい健康づくりに取り組もう
- (ウ) 「健康寿命」を延ばすために、生活習慣予防に取り組もう
- (エ) 生涯を通じた健康づくりに取り組もう

ウ 取り組み事項（8項目）

- (ア) 栄養・食生活（第2期食育推進計画と整合性を持たせる。）
- (イ) 身体活動・運動
- (ウ) こころの健康
- (エ) たばこ・アルコール
- (オ) 歯の健康
- (カ) がん・脳卒中・糖尿病
- (キ) 母子保健
- (ク) 高齢者の健康

8つの分野の重点項目を継承しつつ、震災が市民に及ぼした影響・変化及び被災者の健康状態を考慮して、特に(ア)栄養・食生活、(イ)身体活動・運動、(ウ)こころの健康の3つを重点項目として取り組む。また、(ア)栄養・食生活は同時期策定の第2期食育推進計画と整合性を持たせて取り組む。

その外の項目、(エ)たばこ・アルコール、(オ)歯の健康、(カ)がん・脳卒中・糖尿病、(キ)母子保健、(ク)高齢者の健康についても現状を考慮して事業の見直しを行った。

エ 計画の推進体制、進行管理

行政や家庭を取り巻く地域・学校・職場等、保健・医療機関、健康づくりの関係団体が連携し、地域全体で協働することで一体的な推進を図り、個人の健康づくりを支援していくとともに、石巻市健康増進計画推進委員会、同委員会検討部会での内容の検討並びに評価を行い、計画の適切な進行管理に努める。

(2) 今後の予定

- ア 平成25年12月 議会全員協議会
- イ 平成26年 1月 パブリック・コメント
- ウ 同年 2月 第3回健康増進計画推進委員会
- エ 同年 4月 計画の公表

5 第2期石巻市食育推進計画（素案）について（健康部）

「食」を取り巻く社会環境の変化や震災後の本市の現状を踏まえ、再び郷土の良さを認識し、食育を推進するとともに、それと一体になって地産地消の取り組みを推進し復興を進める上で、平成26年度～平成30年度の第2期食育推進計画（素案）を策定したものの。

(1) 主な内容

ア 計画の基本理念（第1期の基本理念を継承）

石巻の「すこやかな体と心を育む豊かな食を」を未来へつなごう

イ 計画の基本方針（第1期の基本方針を継承）

- (ア) 食習慣と健康 ～栄養のバランスを考えた食事をしよう～
- (イ) 食文化の継承 ～石巻の豊かな食をみんなで伝えよう～
- (ウ) 地産地消 ～石巻の豊かな食をみんなで楽しもう～
- (エ) 食の安全・安心 ～石巻の豊かな食をみんなで守ろう～

4つの基本方針のうち(ア)食習慣と健康については、「石巻市健康増進計画」と同時期改訂となるため整合性を持たせて取り組み、(エ)食の安全・安心については、国・県、農林・水産、環境の関連部署との安全対策や情報共有を推進して取り組んでいく。

復興期の現在、新しい目で郷土を見つめ直し、本市の独自性の強い食文化を受け継ぐ機会を充実できるよう、(イ)食文化の継承、(ウ)地産地消の2つを重点方針として取り組む。

また、(ウ)地産地消では、産業部の「地産地消促進計画」の役割も担うこととする。

ウ 計画の期間 平成26年度～平成30年度の5年間

エ 計画の推進体制、進行管理

市の関係部署だけでなく様々な分野の関係者間で連携を図り、それぞれの特性を生かしてまちぐるみで総合的かつ計画的に食育に取り組んでいく。

食育の取組状況や目標値については、石巻市食育推進会議、食育推進庁内検討部会ワーキングチーム会議でその内容の検討並びに評価を行い、計画の適切な進行管理に努める。

(2) 今後の予定

- ア 平成25年12月 議会全員協議会
- イ 平成26年 1月 パブリック・コメント
- ウ 同年 2月 第3回健康増進計画推進委員会
- エ 同年 4月 計画の公表

6 石巻市災害ボランティアセンターの閉所について（福祉部）

東日本大震災を受け、平成17年9月13日に取り交わした『大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書』に基づき、石巻市社会福祉協議会が平成23年3月15日に災害ボランティアセンターを設置。被災住民に対し、ボランティアによる支援活動を円滑で効果的かつ安全に実施してきたが、今般は災害時のボランティア支援についてはほぼ終了しており、初期の目的を果たしたことから災害ボランティアセンターを閉所するもの。

(1) 主な内容

災害時のボランティア支援については実績によりほぼ終息していることから閉所と

することとし、今後のボランティアの需要については、石巻市社会福祉協議会災害復興支援対策課で対応する。

(2) 今後の予定

平成26年3月31日 石巻市災害ボランティアセンター閉所

7 石巻市重症心身障害児者短期入所利用支援事業について（福祉部）

重症心身障害児者の福祉サービスを専門的に行う事業所が石巻圏域にはなく、特に緊急時等に利用する短期入所施設がないため、仙台、仙南、岩手の施設を利用せざるを得ず、障害者及び家族にとって大きな負担となっていることから、在宅の重症心身障害児者が短期入所事業所を利用する際に要する費用の一部を助成することにより、重症心身障害児者の家族の経済的負担を軽減し、もって重症心身障害児者の福祉の向上に寄与するもの。

(1) 主な内容

市内に住所を有する在宅の重症心身障害児者が、市外の指定短期入所事業所を利用した場合に、以下の経費を助成する。

ア 助成対象者の居住地と指定短期入所事業所との間における自家用自動車等に係る燃料代

居住地と指定短期入所事業所との間における走行距離に、1キロメートル当たり37円を乗じた額

イ ヘルパーの同行が必要な場合に要する経費

現に要した費用の額。ただし、1時間当たり4,020円を上限とする。

(2) 今後の予定

ア 石巻市重症心身障害児者短期入所利用支援助成金交付要綱制定

イ 施行日 平成26年4月1日

8 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業に係る給付種目の拡充について（福祉部）

日常生活用具給付等事業は、実施主体である市町村が地域の障害者のニーズを勘案の上、柔軟な運用が可能となっているところであり、近年、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化し、給付種目の拡充を要望されていることから、日常生活上の困難を改善し、重度障害者等の自立を支援するとともに社会参加を促進するため、障害者等に対する日常生活用具給付種目を拡大するもの。

(1) 主な内容

ア 対象者の要件として障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯となっている種目については、家族が就労等で不在となる場合もあることから、この要件を削除する。

イ 対象者の要件として学齢児以上の者となっている種目については、障害者手帳は原則として3歳以上の者に交付されていることから、3歳以上の者に拡充する。

ウ 「移動・移乗支援用具」、「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」については、対象者に視覚障害者を加えるとともに、視覚障害者から要望のある「視覚障害者用地デジ対応ラジオ」を新たに対象種目に加える。

No.	種 目	改 正	現 行
		対 象 者	対 象 者
1	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	平衡機能、下肢、体幹機能又は視覚に障害のある者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のある者

No.	種 目	改 正	現 行
		対象者	対象者
2	火災警報器	身体障害者手帳 2 級以上又は療育手帳 A 若しくは精神保健福祉手帳 1 級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	身体障害者手帳 2 級以上又は療育手帳 A 若しくは精神保健福祉手帳 1 級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）
3	自動消火器	身体障害者手帳 2 級以上又は療育手帳 A 若しくは精神保健福祉手帳 1 級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの	身体障害者手帳 2 級以上又は療育手帳 A 若しくは精神保健福祉手帳 1 級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）
4	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害 2 級以上の者（ <u>盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）
5	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の者	聴覚障害 2 級の者（ <u>聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯</u> ）
6	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもので、原則として <u>3 歳以上</u> のもの	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもので、原則として <u>学齢児以上</u> のもの
7	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもので、原則として <u>3 歳以上</u> のもの	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって必要と認められるもので、原則として <u>学齢児以上</u> のもの
8	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害 2 級以上の者（ <u>盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）
9	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害 2 級以上の者（ <u>盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）
10	盲人用時計	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害 2 級以上の者。なお、 <u>音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の用が困難な者を原則とする。</u>
11	<u>視覚障害者用地デジ対応ラジオ</u>	<u>視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの</u>	
12	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	下肢、体幹機能、視覚障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の者であって、障害等級 3 級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害 2 級以上のもの）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の者であって、障害等級 3 級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害 2 級以上のもの）

(2) 今後の予定

- ア 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正
- イ 施行日 平成26年4月1日

9 石巻市・女川町基幹相談支援センターの設置について（福祉部）

地域における障害者の相談支援の質的向上を図ることが必要となっていることから、相談支援の中核的な役割を担う機関として、各指定特定相談支援事業所に対する技術的な指導・助言、研修会や事例検討会などを実施する基幹相談支援センターを設置するもの。

(1) 主な内容

- ア 基幹相談支援センターの主な業務内容
 - ・総合的、専門的な相談支援
 - ・支援困難事例への対応
 - ・相談支援事業所への専門的な指導、助言及び人材育成
 - ・相談機関との連携強化
 - ・サービス等利用計画作成支援
 - ・成年後見制度利用支援
 - ・自立支援協議会の事務局
 - ・一般相談支援事業者、特定相談支援事業者との連携
 - ・被災障害者に対する相談支援（石巻市・女川町障害者総合サポートセンターの継続設置）
- イ 設置場所 石巻市蛇田字新金沼420番地

(2) 今後の予定

- ア 石巻市基幹相談支援センター事業実施要綱の制定
- イ 施行日 平成26年4月1日

[報告事項]

1 総合計画実施計画（平成26年度～平成28年度）及び震災復興基本計画実施計画（平成26年度～平成28年度）について（復興政策部）

総合計画基本計画（平成19年度～平成28年度）及び震災復興基本計画（平成23年度～平成32年度）が示す施策の実現に必要な具体的な事業の概要を明らかにし、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とするため、各実施計画を策定するもの。

(1) 主な内容

〔総合計画実施計画〕

- ア 計画期間とローリング方式
 - ・計画期間：平成26年度から平成28年度までの3か年度
 - ・ローリング方式：社会情勢の変化や財政状況を勘案し、毎年度、見直しを実施し、個々の事業調整を行う。
- イ 掲載対象：基本計画に掲げている施策に基づく各種事業のうち、市が実施する主な事業を施策単位ごとに掲載する。なお、国、県及び民間が事業主体となって行う事業であっても、市が事業費を負担・助成する事業は掲載する。行政内部事務、施設の運営・維持管理事業等は除く。

- ウ 構成：施策体系、目標、重点施策、施策別の事務事業計画、建設事業一覧
 エ 実施計画計上事業費
 建設事業費（3か年度分の事業費）として、次のとおり計上した。

（単位：千円）

区 分	建設事業費
第1章 ともに創る協働のまち	129,243
第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち	1,893,643
第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち	1,449,120
第4章 安心して健やかに暮らせるまち	794,699
第5章 心ゆたかな誇れるまち	5,546,289
第6章 地域の個性が輝き融和するまち	2,621,464
合 計	12,434,458

※ 各種特別会計の建設事業のほか、一部非建設事業を含む。

〔震災復興基本計画実施計画〕

- ア 計画期間とローリング方式：（総合計画実施計画と同様）
 イ 掲載対象：（総合計画実施計画と同様）
 ウ 構成：復興の基本理念、策定方針、重点プロジェクト、施策別の事務事業計画及び建設事業一覧
 エ 実施計画計上事業費
 建設事業費（3か年度分の事業費）として、次のとおり計上した。

（単位：千円）

区 分	建設事業費
施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり	284,700,969
施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す	100,665,682
施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる	68,320,111
施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる	18,556,744
合 計	472,243,506

2 平成25年度駐日本国大韓民国大使館による招待交流事業について（復興政策部）

平成25年10月9日に、駐日本国大韓民国大使であるイ・ビョンギしが来石し、本市の高校生を大韓民国に招待した旨の申し出があったことから、日韓の交流を深め、さらに高校生が異なる文化や価値観を受け入れられる国際性豊かな人材を生み出し、将来的な社会貢献につなげることを目的に実施するもの。

(1) 主な内容

- ア 主 催 駐日本国大韓民国大使館（共催：石巻市）
 イ 期 間 平成25年12月25日（水）から29日（日）までの4泊5日
 ウ 滞在先 大韓民国ソウル市及び全州市内
 エ 参加者 18名（引率等4名、生徒14名）
 オ 招待先 昌徳宮、仁寺洞、全州韓屋村、全北外高、外交部・日本大使館など
 カ 参加者の選定：それぞれ高等学校からの推薦
 キ 渡航費用：この招待に係る航空運賃、宿泊費用、食事代等の費用については、大使館側で負担する。支度に係る費用、パスポート取得費用、滞在中の小遣い等については参加者負担とする。

3 石巻市津波避難場所管理協定の締結について（総務部）

津波避難困難区域において、津波から市民の安全を確保するため民間事業者等が設置する施設を活用して津波避難場所を整備し、本市の防災対策の推進を図るとともに、避難ビルに指定し補助金を交付することで、早期に復旧を目指す民間事業者の一助となり、併せて本市の産業復興を図るもの。

(1) 主な内容

ア 津波避難ビル（第5号）の概要

- ・所有者 日野測量設計株式会社
- ・施設名 日野測量設計株式会社本社社屋
- ・所在地 石巻市門脇字浦屋敷130番地9
- ・構造 鉄骨造2階建て
- ・避難スペース 2階会議室及び2階ベランダ（合計約94㎡）
- ・収容人員 約94人

イ 津波避難ビル（第6号）の概要

- ・所有者 社会福祉法人石巻祥心会
- ・施設名 社会福祉法人石巻祥心会フェイス
- ・所在地 石巻市湊字鳥井崎1番地8
- ・構造 鉄骨造2階建て
- ・避難スペース 2階コミュニティホール及び屋上（合計約246㎡）
- ・収容人員 約246人

4 財政収支見通しと今後の対応について（財務部）

財政の健全な運営と事務の計画的・効率的な遂行を図るため、今回策定される「震災復興基本計画実施計画」及び「総合計画実施計画」に係る事業費とその財源を加味した平成26年度以降3ヶ年の財政収支見通しを策定するとともに、今後の財源不足等への対応を示し、議会全員協議会を経て広く市民に周知するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市の財政収支見通しの概要

(ア) 予算規模

震災に伴う復旧・復興事業の推進により、予算規模は平年ベース（600億円程度）を大きく上回る水準で当面推移する見通し。

(イ) 歳入について

「東日本大震災復興交付金」や「震災復興特別交付税」などの復興財源は復興事業の本格化に伴い大幅に増加する。

激減した市税については、給与所得は企業業績の一時的な回復により一定の増収が見込まれるものの、震災前までの水準回復は当面見込めない。

普通交付税の合併算定替え終了に伴う段階的削減も平成28年度から始まる。歳入総額に占める通常分（復旧・復興事業以外）の歳入は、非常に厳しい状況。

(ロ) 歳出について

震災対応のためマンパワーの確保が引き続き必要であり、従来のような職員数削減が難しい。

生活保護費等の福祉関係経費の増加や本格化する都市基盤整備に伴う財政需要、消費税改定に伴う物件費等の増加など、復旧復興事業の推進と併せ、歳出総

額の削減は困難な状況。

(エ) 財政運営について

迅速な復興を進める中、歳入歳出両面で極めて厳しい状況が続く見通し。

イ 歳入の見通し

(ア) 市民税は、雑損控除の減少や法人税率の減免終了、固定資産税は、住宅等の新築や評価替えなどにより増加が見込まれるものの一時的な回復であり、市税全体では、震災前を下回る水準で推移。急激な回復は、期待できない。

(イ) 地方交付税のうち、普通交付税は、市税の減収など震災分を一定程度補てんする形で交付が見込まれるものの、合併算定替え終了に伴う段階的削減が平成28年度から始まる。

「震災復興特別交付税」についても、復興事業等が本格化することに対し相当額の交付が見込まれることから、地方交付税は、大幅に増加した中で推移する見通し。

(ウ) 歳入については、使途が限定される財源で大幅に増加する一方、自由度の高い一般財源については、地方交付税の増額も見込めず、また市税収入の回復も一時的であり、非常に厳しい状況が続く見通し。

ウ 歳出の見通し

(ア) 人件費は、震災に対応するマンパワーの確保のため、従来のような削減は困難な見通し。

(イ) 扶助費は、消費税の改定による社会保障費への充当が期待できる一方、生活保護費等の福祉関係経費の増加が見込まれるなど、高い水準で、着実に増加していく見通し。

(ウ) 公債費は、復旧・復興事業への震災復興特別交付税措置が継続されれば、臨時財政対策債及び通常事業で一定額程度の建設事業債を借入しても、復興事業関連起債の償還開始前までは、概ね減少する見通し。

(エ) 物件費は、消費税の改定に伴う各種管理経費の増加が見込まれ、当面増加した中で推移。

(オ) 歳出については、高齢化の進展や復興事業の本格化に伴う新たな財政需要、消費税改定への対応が必要となるが、従来の人件費縮減や物件費削減を中心とした取り組みだけでは、対応が困難な見通しであり、民間の力を最大限活用しながら、さらなる対応が必要となる見通し。

エ 収支見通し

(ア) 予算規模は、26年度以降も当面高い水準で推移し、収支不足額も毎年度発生する見込み。

(イ) 26年度から28年度までの3ヶ年の収支不足見込額の総額は、63.4億円となる見込み。

なお、復旧・復興分については、国等の財政支援を中心に概ね財源手当が可能と見込まれるが、財政支援の対象外となる経費も発生する見込み。【28年度末財政調整基金残高92.5億円】

オ 今後の対応

(ア) 26年度以降の収支不足への対応として、財政調整基金や減債基金の活用が避けられない状況であるが、いずれの基金も有限であり、現在の見通しではある程度の残高が見込まれるものの、国県支出金の精算に伴う返還金、今後の施設整備

等に伴う管理経費の増加、被災従前地の買取後の管理経費、緊急雇用事業終了に伴う経費など、現段階では見込まれない経費も多くあり、仮に基金取崩しで対応していく場合、持続可能な予算編成を続けることは困難。

- (イ) 国県支出金のほか、「東日本大震災復興交付金基金」をはじめ、「震災復興基金」、「震災復興特別交付税」などを最大限活用し、さらに、民間等の力を最大限引き出し、連携して取組む事業も積極的に検討するなど、本市の財政負担を可能な限り抑制するとともに、必要に応じて、国県に対し、財政支援の新設や拡充などを求める必要がある。
- (ウ) 迅速かつ積極的な復興を進めるため、徹底した復旧・復興事業への「重点化」が引き続き必要、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、通常施策をより厳しく選択しながら、適正かつ健全な財政運営を行う必要がある。

5 新市街地の防災集団移転先団地における宅地の事前登録スケジュールの変更について（復興事業部）

本年9月中旬から11月末を期間として防災集団移転団地及び復興公営住宅への入居に係る事前登録の受付を行ってきたが、登録状況が「移転先団地での住宅再建」の登録件数が提供区画数を大幅に下回る反面、「復興公営住宅への入居登録」が募集戸数を超える状況となったことから、新市街地（区画整理事業地内）の有効利用を図るため「宅地」及び「復興公営住宅用地」等の土地利用計画の見直しが必要と判断し、各移転団地登録者の「宅地登録」の受付開始時期を延期するもの。

(1) 主な内容

ア 宅地登録開始時期を「2ヶ月程度延期」

◆現行スケジュール

- ・蛇田南地区以外 ⇒ 宅地登録「12月開始」 抽選「1月開始」
- ・蛇田南地区 ⇒ 宅地登録「2月開始」 抽選「3月開始」

◇変更後スケジュール

- ・全5地区 ⇒ 宅地登録「2月以降開始」 抽選「3月以降」

※「団地」の追加登録は、翌年1月末まで随時受付するが、11月末までの団地登録者について「宅地登録」を優先させる。

イ 新市街地の土地利用計画の見直し

(ア) 宅地提供面積の見直し

- ・画地面積を最大75坪から最大100坪に区画割を変更。

(イ) 復興公営住宅及び集会所等の移転者利用施設の用地確保

[その他]

1 障害者のチャレンジ雇用制度の活用について（総務部）

障害者のチャレンジ雇用制度の活用について、総務部長から報告があった。

(1) チャレンジ雇用とは

身体障害者及び知的障害者を非常勤職員として雇用し、就職につなげる制度

(2) 本市における障害者の雇用状況

本年6月1日現在、市長部局30人に対し雇用人数24人で6人不足、教育委員会部局8人に対し雇用人数4人で4人不足となっている。

(3) 採用内容

- ・採用人数 8人（市長部局及び教育委員会部局を合わせて）
- ・勤務時間 週29時間
- ・任用期間 平成26年2月3日～平成26年3月31日（以降1年度単位で更新）
- ・選考方法 ハローワークに登録されている障害者から紹介していただき、面接試験により選考する。

2 住まいるごと応援フェアの開催について（復興政策部）

住まいるごと応援フェアが次のとおり開催されることとなった旨、復興政策部復興政策課長から報告があった。

- (1) 開催日時 平成25年12月15日(日) 午前10時から午後4時まで
- (2) 開催場所 石巻市蛇田字新大塚350-1
ミヤギテレビ 石巻ハウジングストリート 住まいの復興情報館
- (3) 主催 東北財務局、石巻市、東松島市、女川町、仙台弁護士会
- (4) 開催内容
 - ・住宅再建の各種支援策相談ブース
 - ・集団移転登録受付ブース など

3 復興交付金配分額一覧（第7回申請時点）について（復興政策部）

復興交付金配分額（第7回申請時点）について、復興政策部次長から報告があった。

- (1) 配分のあった新規事業
 - ・雄勝、牡鹿中心部拠点エリア事業、門脇・大街道地区保育所等
- (2) 配分されなかった事業
 - ・道路事業4本、駅周辺駐輪場整備事業
 - ・財源確保について、再申請を含めて検討

以上